野田市景観法及び野田市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市規則第５５号

野田市景観法及び野田市景観条例施行規則の一部を改正する規則

野田市景観法及び野田市景観条例施行規則（令和７年野田市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第１５条の見出し中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条中「景観整備機構指定申請書」を「景観整備推進法人指定申請書」に改める。

第１６条の見出し中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第２項中「景観整備機構指定決定（却下）通知書」を「景観整備推進法人指定決定（却下）通知書」に改める。

第１７条の見出し中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第１項中「景観整備機構名称等変更届出書」を「景観整備推進法人名称等変更届出書」に改め、同条第２項中「景観整備機構は」を「景観整備推進法人は」に、「景観整備機構指定申請書」を「景観整備推進法人指定申請書」に、「景観整備機構業務内容変更届出書」を「景観整備推進法人業務内容変更届出書」に改め、同条第３項中「景観整備機構は」を「景観整備推進法人は」に、「景観整備機構指定辞退届出書」を「景観整備推進法人指定辞退届出書」に改める。

第１８条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附　則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。